



令和2年8月26日

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟

会長 森山 三義  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162

## 税理士法第1条改正要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、日本税理士会連合会制度部による「次期税理士法改正に関する答申—時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けてー」が昨年5月に貴会ホームページで公表され、意見募集がされました。税理士法の中で最も重要とされる法第1条「税理士の使命」の見直しの必要性については、「現時点で速やかに改正すべきものではない」と結論付けられたものの、「税理士界」1386号に掲載された税理士会会員からの意見募集結果によれば、「答申14項目以外では最も多数の意見が寄せられた項目」であり、中でも「法1条に納税者の権利擁護を明記すること」が最も多かった意見であったことが記されています。また、本答申においても、税理士の使命の見直しについては、「時代に即した使命規程のあり方について、議論し続けることが重要」であることが再確認されています。

今般のコロナ禍において、特に日本経済を支える中小企業や個人事業者にとって、税務に関する専門家である税理士の支援がより一層必要とされていることは一目瞭然です。しかし、現行の税理士法では、税理士がコロナ禍における緊急事態において中小企業や個人事業者に対してできる支援には限界があります。

現行法第1条では、税理士は、納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、そのことが納税義務者の税務行政手続き上における権利利益の保護に繋がるとされています。しかし、そのことは法第1条の解釈論の通説としてとどまっているに過ぎません。今般のコロナ禍に見られるように、昭和55年改正の頃には想定できなかつたような緊急事態における国民への支援も、税理士には求められています。また、納税義務者の権利利益を保護するという税理士の役割が、現行法第1条の解釈論としてとどまっているだけの状態では、税理士が積極的に働きかけなければ、国民に税理士が使命としていることの本当の意味を正しく伝えることはできません。

今後、望まぬ災害等で大きな被害に見舞われることをも想定した場合、税務行政手続きに限定された現行法のままでは税理士が国民の要請に応えることができません。国民にとって真に必要とされる税理士制度であるためには、税理士は、納税の義務がある者に対する納税義務の適正な実現とその者に対する権利擁護という立場だけではなく、広く国民の求めに応えることができる存在であるべきと考えます。

法第1条の改正によって、税理士が国民の権利利益を擁護する者として存在するということを明確にすることで、国民に対して税理士の使命とその存在意義を正しく伝えることができ、それによって相互理解が深まれば、税理士への信頼もより一層高まり、税理士が国民のために支援できる範囲も広がると考えます。

よって、新しい時代が要請する項目として、税理士法の中で最も重要な法第1条の使命について、速やかに次期税理士法改正項目に含めることを強く要望します。